

訪問看護重要事項説明書

介護予防訪問看護重要事項説明書

1. 法人の概要

特定非営利活動法人相双に新しい精神科医療保健福祉システムをつくる会は平成23年1月に設立し、平成26年4月より訪問看護ステーションなごみ（以下「当ステーション」）の運営を行なっております。

当ステーションでは、相双地域の精神障がい者福祉の充実、地域密着をキーワードに、資源の元々少なかったこの地域へ壊滅的打撃を与えた東日本大震災からの復興に伴った、精神科医療・保健・福祉の地域定着を目標に、地域密着的活動を通じて、障がいをもつ方々の日常生活の自立をお手伝いすることを私たちの使命と考え、在宅療養生活を送られる方々に、心を込めて全力でご支援させていただきます。

2. 理念と活動方針

1) 理念

当ステーションは、利用者の方が在宅で、豊かで多様なその人らしい生活が送れるよう職務に専念し、利用者に信頼される訪問看護を提供いたします。

2) 理念を実現するための活動方針

- ①地域に密着し多様なニーズに応えるため、きめ細やかなサービスの実施に努めます。
- ②精神科訪問看護のニーズに応えます。
- ③相双地域での精神障がい者の在宅支援及び社会的入院者の退院後の支援を行います。
- ④医療と福祉・介護をつなぐ訪問看護を行います。
- ⑤地域支援ネットワークへ積極的に参加し、関係機関との有機的な連携に努めます。

3. 職員の職業倫理要綱

- ①利用者の皆様の生命と尊厳、人権、価値観を尊重します。
- ②利用者の皆様に愛情と責任をもって関わり、公正かつ平等な訪問看護を実践します。
- ③インフォームド・コンセントに基づいた在宅療養生活を支援します。
- ④利用者の皆様の個人情報とプライバシーを保護します。
- ⑤専門性に基づいた自己研鑽に励み、訪問看護の質の向上に努めます。
- ⑥地域の保健・医療・福祉関係者との協働を推進します。
- ⑦安全と事故防止に配慮し、効果的・効率的な訪問看護を行います。

4. 事業所の概要

事業所名称	訪問看護ステーションなごみ
代表者	所長 荒井 健太郎
管理者	同上
事業所番号	指定訪問看護事業、指定介護予防訪問看護事業所 (福島県指定 第 0760990069 号) (介護保険) (東北厚生局指定 第 09960069 号) (医療保険)
所在地	事業所 福島県相馬市沖ノ内 1 丁目 2-8 電話 : 0244-26-9792 FAX : 0244-26-9739 出張所 (訪問看護ステーションなごみ南相馬サテライト) 福島県南相馬市原町区南町 3 丁目 2-7
サービス提供地域	相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、飯舘村

5. 訪問看護職員の体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1 名		指定訪問看護事業所の管理・運営業務 及び訪問看護業務を行います。	1 名
従事者	看護師	3 名		訪問看護業務を行います。	4 名
	作業療法士	1 名			

6. 営業日、営業時間

曜日	営業時間
月曜日～金曜日	8 時 30 分～17 時 30 分 ※24 時間連絡対応いたします。
土曜・日曜・祭日	原則として休業ですが相談可能です。
年末年始	12 月 29 日～翌年 1 月 3 日の間は休業いたします。

1) 営業日・時間について

利用者の病状や障がい等により主治医が判断した必要度、または利用者の要望等を調整いたします。

営業時間外の訪問看護については相談の上、提供を行うことも可能です。

2) 営業時間外の訪問の場合

当ステーションが定める『利用料金表』に基づき、その他の費用が加算されます。

3) 年末年始または当ステーションが定める休業日は休業いたします。

7. 訪問看護の内容

- 1) 病状、障がいの観察
- 2) 療養上の世話（清潔支援、栄養、排泄等の日常生活療養上の世話）
- 3) 褥瘡の予防・処置
- 4) リハビリテーション及びその指導
- 5) 心理的看護ケア（コミュニケーション援助、SST、心理教育など）
- 6) 家族支援と介護指導・助言、家族心理教育、健康相談
- 7) 日常生活の維持、生活支援
- 8) 主治医から支持された医療処置
- 9) その他（計画書に記載のある項目）

8. 訪問看護利用の概要

1) 介護保険制度利用の場合

- ①65歳以上の方で、要支援状態あるいは要介護状態にあると認定を受けた方。
- ②40歳以上65歳未満で、介護保険制度における疾病の状態にある方。

2) 医療保険制度利用の場合

- ①介護保険の適応外の方で、病気や障がい等により家庭で療養が必要な状態にあり、主治医に訪問看護が必要と判断された方。
- ②要介護者で急性増悪等により主治医が特別に指示する期間中の方。
- ③要介護者で精神障害者社会復帰施設等に入居している利用者が、複数で同時に訪問看護を受ける場合には、介護保険と併用が出来ます。

9. 料金と負担額

当ステーションは、

福島県指定訪問看護事業者（指定事業者番号：第 0760990069 号（介護保険）

・第 09960069 号（医療保険）及び、介護予防訪問看護事業者です。

介護報酬上の告示額の利用者負担割合の額を、利用者に代わって保険者から受け取り
ます（法定代理受領）。

通常利用者にご負担していただく金額は介護報酬上の告示額と、介護保険限度額を超え
て利用された場合の利用料金（利用料金表記載）との合計になります。

医療保険でご利用される場合、当訪問看護ステーションは医療保険、生活保護、自立支
援医療の指定医療機関です。利用者が加入している保険種類や公費等により、自己負担
割合分が異なります。また、病状やご希望等により緊急時の対応や相談をいたしますが、
利用前の契約が必要となり加算された費用が発生します。

居宅サービス計画及び介護予防計画、障害者ケアプラン等が定めてある場合には、それ
に準じて訪問看護を提供いたします。

1) 利用料金の内訳は、別表1『利用料金表』を参照してください。

2) 交通費

通常の事業の提供地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、飯舘村）に居住されている方は無料です。但し、上記市町村にお住まいの方で当ステーションから半径30km以上の方は、別途自己負担が発生します。

その他の地域の方は、交通費の実費を請求させていただきます（原則として専用車両を使用いたします）。

3) 実費負担

創傷処置等に係る衛生材料等は、かかりつけの医療機関にてお求めください。また、サービスの提供に必要な電気、ガス、水道消耗品等の実費については、利用者のご負担をお願いいたします。受診援助や買い物同行等に係る看護師の交通費は、利用者の実費負担となります。

4) その他

法定代理受領が出来ない場合には、料金表にある全額を一旦お支払いいただきます。サービス提供証明書を発行いたしますので、後日市町村窓口へ提出し法定代理受領分の払い戻しを受けてください。

5) キャンセルについて

訪問看護利用日の前営業日における営業終了時刻(17時半)までにキャンセルまたは日時変更のご連絡をいただかずに利用日当日にサービス提供が行えなかった場合は、別表1利用料金表に定めるキャンセル料が発生いたします。

ただし病状急変や急な入院などやむを得ない場合にはキャンセル料は発生いたしません。

6) 利用料の支払い

毎月20日までに前月利用分の請求をいたしますので、現金または銀行振り込みにより末日までにお支払いください。お支払い後領収書を発行いたします。

領収書は再発行いたしませんので大切に保管してください。

[銀行振り込みの場合] 振込手数料は利用者のご負担となります。

振込口座 東邦銀行 相馬支店 普通 1071370

振込先名義 特定非営利活動法人相双に新しい精神科医療保健福祉システムをつくる会
訪問看護ステーションなごみ

トクヒ) ソウソウニアタラシイセイシンカイリヨウホケンフクシシステムヲ
ツクルカイ

10. 訪問看護のご利用にあたって

事 項	ご確認内容
看護担当者の 変更	当ステーションの看護従事者は十分な専門教育を受けており、利用者の要望などを考慮して選任しております。万一、お気に召さない点等がございましたら担当者または管理者までご相談ください。 尚、看護担当者の変更に关しまして、利用者のご希望に添えない場合もありますので、予めご了承願います。
看護従事者の 交代	交通事情、気象条件または緊急事態の発生、看護担当者の体調不良等の理由により、当日看護担当者が伺えない場合には、別の担当者への変更をお願いすることがあります。 その場合には承諾を頂くため、訪問前に利用者へ連絡をさせていただきます。
看護担当者の 教育研修	年間教育研修計画を基に、看護ケアの質の維持向上に努めており、内部及び外部による研修を年1回以上計画しております。
看護サービス マニュアル	看護基準、看護手順、運営規程等を定め、看護ケアの質の確保・接遇マナーの維持向上に努めております。
秘密の保持	訪問看護を提供する上で、利用者やご家族に関して知り得た個人情報、利用者やご家族のご了解なしに目的以外で利用することはありません。
その他	訪問看護に必要な金品（買物代行、衛生材料購入等）は事前にお渡しください。立替は原則として行いません。 訪問看護時の用具等は、利用者が普段お使いのものを使用させていただきます。 原則として通院や外出同行の場合は公共交通機関やタクシーをご利用いただきます。訪問看護車両での利用者及びご家族の送迎はできかねますのでご了解願います。 訪問看護計画書は変更があった場合にその都度提出します。 住所や電話番号、保険証の記載事項、お支払い方法（名義変更）等の変更がございましたら、速やかに当ステーションまでご連絡ください。
サービスの停止	利用者やご家族の責めに帰すべき事由により訪問看護の提供が困難となった場合には、訪問看護を停止させていただくことがあります。
契約の解除	利用者の都合で契約解除をされる場合には、文書でお申し出ください。 当ステーションが人員不足や事業縮小、廃止等の理由で契約を解除する場合には、1ヶ月前までに文書で通知するとともに他の事業所をご紹介いたします。 以下の場合には自動終了（契約解除）とさせていただきます。 ・利用者が施設等に入所（入院）され、これが長期に及ぶ場合 ・利用者の主治医が訪問看護の終了を判断・指示された場合 ・利用者の都合で、数ヶ月にわたり訪問看護のご利用がない場合 ・利用者が、お亡くなりになった場合 利用者やご家族が当ステーションに対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行なった場合、当ステーションからの文書通知をもって契約解除させていただくことがございます。
事故発生 時の対応	訪問看護提供中に医療事故、または物損等が発生した場合、利用者やご家族の生命の安全を最優先に考え、速やかな対応をいたします。 主治医及び関係機関と訪問看護との間で、緊急時の連携や対応が速やかに取れる体制に努め訪問看護の提供を行います。当ステーションは訪問看護ステーション賠償責任保険制度に加入しております。

サービスに関する相談・苦情	当訪問看護ステーションでは、利用者からの相談・苦情に関して、以下の窓口を設置しております。 苦情・相談窓口 管理者 荒井 健太郎 電話：0244-26-9792 FAX：0244-26-9739
---------------	---

11. 緊急時相談対応の利用について

1. 24時間対応体制加算

- () 利用者様またはご家族様からの電話等による看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、かつ緊急時訪問看護を必要に応じて行なえる体制にあることの説明を受け、これに関する契約をし加算を行なうことに同意します。
- () 同意しません。

2. 緊急訪問看護加算（介護保険）

- () 利用者様またはそのご家族様から電話等により看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制（24時間対応体制）にあり、かつ計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行なうことが出来る体制にあることの説明を受け、これに関する契約をし、これに対応した場合に加算を行なうことに同意します。
- () 同意しません。

令和 年 月 日

私は、本書面及び契約書・計画書により、事業者から訪問看護サービスについての重要な事項の説明を受けました。

【利用者】

[住 所] _____

[氏 名] _____ 印

【代理人】

[住 所] _____

[氏 名] _____ 印

私は、訪問看護開始にあたって、利用者様及びその家族様に対して本書面及び契約書、計画書に基づいて重要事項を説明いたしました。

【事業者】

[所在地] 福島県相馬市沖ノ内 1 丁目 2-8

[連絡先] 0244-26-9792

[事業者] 訪問看護ステーションなごみ

管理者 荒井 健太郎

【説明者】

[所 属] 訪問看護ステーションなごみ

[氏 名] _____ 印

12. 緊急時の対処方法

サービス提供中に心身の状態が急変した場合には、事前の打ち合わせによる主治医、救急搬送、ご家族、居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）等へご連絡すると共に必要な処置を講じます。

主治医	病院または 診療所名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
	氏名	
	連絡先	

13. 相談・要望・苦情等の受付窓口

当ステーションでは、より快適な在宅療養生活を送ることができるよう利用者のご意見やご要望を伺い、利用者様のニーズにあった訪問看護サービスをお届けしたいと考えております。

当ステーションに関するご相談、ご要望または苦情等がございましたら、下記窓口担当者までご連絡ください。誠意をもって対応いたします。

☆サービス相談窓口☆

担当部署 訪問看護ステーションなごみ 利用者相談係

担当者 管理者 荒井 健太郎

受付時間 月～金曜 8:30～17:30

電話番号 0244-26-9792

《第三者委員》 メンタルクリニックなごみ 院長 蟻塚 亮二

別表 1. 利用料金表

○介護保険適用の場合 (消費税非課税)

内容	利用者負担分
20 分未満	314 円
30 分未満	471 円
30 分以上 1 時間未満	823 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1, 128 円

加算項目

内容		利用者負担分	
長時間訪問看護 加算	訪問看護時間が 1 時間 30 分を超えた場合	300 円	
緊急時訪問看護 加算	利用者との契約により、利用者又はその家族からの電話等に常時対応し、緊急時訪問看護を必要に応じて行なう場合に加算します。※	1 月につき 600 円	
特別管理加算	重度の褥瘡等厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対して計画的な管理を行なった場合に加算します。	1 月につき 250 円	
複数名訪問加算	利用者や家族等の同意を得て、同時に複数の職員が 1 人の利用者に対して訪問看護を行なった場合に加算します。	30 分未満	254 円
		30 分以上	402 円
早朝の訪問看護 夜間の訪問看護	午前 6 時～午前 8 時 午後 6 時～午後 10 時	基本料金に 25%を加算	
深夜の訪問看護	午後 10 時～午前 6 時	基本料金に 50%を加算	

緊急時訪問看護加算について、訪問を行なった場合は別途基本料金が必要となります。訪問時の早朝・夜間・深夜の加算は原則不要ですが、特別管理加算の利用者に対する 1 月以内の 2 回目以降の緊急訪問についてはこれらの加算も必要になります。

介護保険適用外の実費費用

内容		利用者負担分
交通費	通常の事業のサービス提供地域	無料
	通常の事業の実施地域以外の地域 または当ステーションから半径 30 km 以上	往復 500 円
キャンセル料	利用日前営業日の営業時間終了までに本人や家族から連絡がなく、訪問看護が中止となった場合	介護報酬額の 1 割負担 分及び交通費
訪問看護時に使用する備品等	原則として利用者宅の物品を使用しますが、利用者の希望により日常生活に必要な物品を提供する場合は実費をいただきます。	

上記料金は契約時点での試算です。サービス開始後 1 ヶ月経過した時点で改めて、居宅サービス計画及び介護予防計画に基づいて算定しご請求します。

○医療保険適用の場合

基本料金

(消費税非課税)

内容		利用料	利用者負担分	
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3回目まで(30分以上)	1回につき 5,550円	適用される保険種別によって負担額が変わります。詳細は職員までお尋ねください	
	週4回目から(30分以上)	1回につき 6,550円		
訪問看護基本療養費Ⅲ	同一建物居住者(老人ホーム等入所者)に対する訪問看護	週3回目まで(30分以上)		1回につき 5,550円
		週4回目から(30分以上)		1回につき 6,550円
管理療養費	月の初日の訪問	7,670円		
	月の2日目以降の訪問	1回につき 3,000円		

加算項目

内容		利用料	利用者負担分
長時間訪問看護加算	上記Ⅰ及びⅢで、長時間の訪問を要するとされている利用者に対し、90分を超えた訪問看護を行なった場合	1週につき 5,200円	適用される保険種別によって負担額が変わります。詳細は職員までお尋ねください
24時間対応体制加算	利用者の希望により、利用者又はその家族からの電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行なう場合に加算します	1月につき 6,800円	
緊急訪問加算	利用者・家族の求めに応じて主治医の指示により緊急の訪問を行なった場合に加算します	1日につき 2,650円	
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要なものとして別に厚生労働大臣が定める者に対し、利用者や家族等の同意を得て訪問看護を行なった場合に加算します	1週につき 4,500円	
訪問看護情報提供療養加算	利用者の同意を得て、利用者の居住地を管轄する市町村、保健所、精神保健福祉センターに対して必要な情報を提供した場合に加算します	1月につき 1,500円	

医療保険適用外の実費費用

内容		利用者負担分
営業時間外の利用	営業時間外に及ぶ延長	
	早朝 (午前 6 時～午前 8 時)	2,100 円
	夜間 (午後 6 時～午後 10 時)	2,100 円
	深夜 (午後 10 時～午前 6 時)	4,200 円
交通費※	通常の事業のサービス提供地域	無料
	通常の事業の実施地域以外の地域 または当ステーションから半径 30 km以上	往復 500 円
キャンセル料	利用日前営業日の営業時間終了までに本人や家族から連絡がなく、訪問看護が中止となった場合	医療保険の自己負担割合分
訪問看護時に使用する備品等	原則として利用者宅の物品を使用しますが、利用者の希望により日常生活上必要な物品を提供する場合は実費をいただきます。	

上記料金は契約時点での試算です。サービス開始後 1 ヶ月経過した時点で、改めて清算しご請求します。

改訂履歴

2018 年 5 月 7 日	4. 事業所の概要、別表 1. 利用料金表などの修正
2019 年 10 月 1 日	4. 事業所の概要、別表 1. 利用料金表などの修正
2021 年 4 月 1 日	別表 1. 利用料金表の修正
2022 年 2 月 7 日	別表 1. 医療保険適用外の実費費用（キャンセル料）の修正
2023 年 8 月 18 日	別表 1. 利用料金表（医療保険適用の場合）の修正
2024 年 1 月 1 日	4. 事業所の概要など、管理者名の修正
2024 年 6 月 1 日	別表 1 『利用料金表』の修正
2024 年 11 月 1 日	別表 1 『利用料金表』の修正